



令和4年11月 相談件数

520件



(前月比：▲10件)

(前年同月比：+11件)

掲載内容

- 若者の消費者トラブル事例
- 若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン
- 借金でお悩みの方、多重債務者特別相談をご利用ください
- 旅行サイトをご利用の際は、よくご確認を！
- 消費者被害注意報

若者の消費者トラブル事例 ～心あたりはありませんか？～

その副業、ホントに大丈夫？

「1日15分だけの簡単な作業」で、「スマホひとつで簡単に稼げる」バイトを副業紹介サイトで見つけた。LINEの友だち登録後、メッセージをやりとりし、マニュアルを購入した。詳細については、サポートセンターから電話があり、直接説明されたが、簡単な仕事とは思えない。変だと思ったが、電話では断り切れず、儲けるための高額なサポートプランを契約してしまった。

- 1 登録時は無料でも、後から手続き費用を請求されることもあるため安易に登録しないで
- 2 「誰でも簡単に稼げる」と強調するネット広告やSNSの情報に惑わされないで
- 3 支払ってしまう前に、「本当にお金を受け取ることができるかどうか」、冷静に判断を！

友だちや先輩の誘いを断れますか？

中学時代の先輩から「未経験でも確実に儲かる話があるのでセミナーに参加しないか」と誘われた。セミナーの内容はよくわからなかったが、「SNSに写真をアップするだけで毎日稼げる。一緒に活動する仲間を誘って会員を増やせば、ボーナスがもらえる。」と勧誘された。先輩からも「一緒に頑張ってみよう。登録料を払うお金がなければ学生ローンで借りる方法を教える」と言われて断りにくくなり80万円を借りて渡してしまった。しかし説明と違って全く儲からないし、人に紹介もできず、返金にも応じてくれない。

- 1 話を聞いた後ではますます断りにくくなります。友人の誘いでも最初にきっぱり断る勇気を
- 2 人を紹介すれば報酬が得られるといった説明をうのみにせず、契約は慎重に
- 3 「お金がない」と断ると借金を断れなくなるので、「契約はしない」と断って！

関東甲信越ブロック 若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン

契約に不慣れな若者を狙った悪質商法や詐欺等は後を絶たず、社会経験の浅い若者が消費者トラブルに巻き込まれています。

そこで、消費生活センターでは、関東甲信越地区の都県、政令指定都市及び国民生活センターと共同で、若者を対象とした「悪質商法被害防止共同キャンペーン」を1～3月に実施します。



□ 啓発用リーフレットの配布で注意喚起をします

市内の公共施設、市立中・高校等で啓発用リーフレットの配布を行います。
リーフレットでは、悪質商法の手口・注意点を4コマ漫画でわかりやすく解説しています。

□ 若者向け特別電話相談を実施します

下記の日程で、若者（おおむね29歳以下）を対象とした電話相談を実施します。
専門の相談員が問題の解決方法を一緒に探します。一人で悩まず、お気軽にお電話ください。

日 時：令和5年1月12日(木)、13日(金) 9時～16時30分

電話番号：☎043-207-3000(相談専用電話)

借金でお悩みの方、多重債務者特別相談をご利用ください

借金の返済に充てるために、他の金融業者から借り入れを繰り返す「多重債務」でお困りの方は身近にいませんか？ 多重債務は対応が遅れると、完済が困難になってしまうため、お早めにご相談ください。



多重債務

- 借金の返済が厳しいけれど、家は手放したくない。
- 職場に借金について知られたら困る、家族に影響しないか心配。
- 浪費癖のある家族が借金を重ねて困っている。
- 弁護士に相談したいが費用が心配だし、いきなり弁護士にお願いするのは不安。



多重債務特別相談の概要

日 時 毎月 第2・4木曜日 13時～16時(各日6組まで)
場 所 千葉市消費生活センター2階
対 象 者 千葉市内に在住・在勤・在学の方
申込方法 まずは、お電話でお申込みください(事前予約制)。

(相談専用電話) ☎043-207-3000

特別相談までの流れ

電話予約

消費生活相談員による事前相談

多重債務者特別相談
(弁護士による相談 1組30分)

旅行サイトをご利用の際は、よくご確認を！



国内旅行の人気の高まっています。手軽にいつでも予約ができるとインターネットを利用する人が増えていますが、ホテルが予約されていなかった、予約内容の変更ができない、などのトラブルが少なくありません。

まさかそんなこと?!

- 旅行サイトでホテルを予約したが、現地で予約が取れていないと言われた
- 予約中「エラー」と表示されたため、もう一度予約をしたら、二重予約になってしまった
- 代金を支払った後、予約確認もなく、事業者と連絡が取れなくなった
- 半年後のホテル予約を解約したいが、返金不可と言われた
- 予約内容を変更したいが、顧客対応窓口で連絡つかない



旅行サイトから予約をするときの心得

楽しいはずの旅行が思わぬトラブルになってしまわないために、インターネットで予約をする際は落ち着いて、しっかり確認しましょう。



予約確定ボタンを押す前に確認する3つのポイント！

インターネットの旅行予約は、予約確認画面の確定ボタンを押すことで申し込んだことになります。

- 確認① サイト運営事業者の**基本情報**（事業者の名称、住所、代表者や責任者の氏名など）
- 確認② サイト運営事業者の**問い合わせ受付体制**の情報（連絡先や手段、受付時間など）
- 確認③ 旅行の**予約内容、利用規約、解約条件**（支払代金や内訳、日程、予約変更・解約条件など）

「キャンセル可能だが、**返金**はできない」

「変更は受け付けるが、最初の予約分は**返金**しない」など、

予約をキャンセルや変更するための条件（取消料・手配手数料の金額、発生時期など）は、事業者によって異なります。トラブルの要因になりやすいため、どのような条件があるのか、不明な点は予約前に納得するまで確認するようにしましょう。



予約確定後にしておくこと

安心① **予約内容をすぐに確認**。内容に間違いがある、システムエラーが発生して予約内容を確認できない、といった場合には、早急にサイト運営事業者などに問い合わせましょう。

安心② **予約内容を確認できる画面**（予約確認メールやマイページ）等をスクリーンショット撮影で保存したり、印刷したりして旅行が終わるまで保管しておきましょう。

旅行や宿泊施設のキャンセルについては、原則として旅行業者等や宿泊施設の規約に従うことになります。**旅行サイトによる旅行等の予約は、クーリング・オフができません。**

実店舗のように係員がお手伝いしてくれないインターネット予約では**ご自身で確認**しましょう！

勧められた 健康食品で 体調不良?!

一時的な反応 と思いつまず、使用を中止しましょう。

友人・知人に勧められて健康食品を試したところ、思わぬ健康被害に遭ってしまったり、効き目がないのに定期購入であるためすぐに解約できないという相談が多く寄せられています。

事例1 通っているスポーツジムで勧められたサプリメントとドリンク剤を服用したら震えと冷や汗が止まらなくなった。ジムに相談すると、身体によい成分だから問題ないというが心配だ。



事例2 体調がすぐれず、効果があったと友人が薦める健康食品を購入した。自分には効き目を感じられないので定期購入を解約したいが、事業者に電話が繋がらず、また商品が届いてしまった。

消費者トラブル防止のために

- ◇ 健康食品は、全ての人に同じように効果があるとは限りません。健康食品をとった後、自分の体調をよく観察し、「効果がない」、「体調が悪くなった」という場合には、自分の体調を優先し、その健康食品の使用をやめましょう。
- ◇ 薬を飲んでいる人は、健康食品を摂取しないようにしましょう。健康食品の成分によっては、薬の効果が弱くなったり、副作用が強まったりすることがあります。どうしても健康食品を使うのであれば、必ず医師・薬剤師などの専門家に相談しましょう。
- ◇ 健康食品などの定期購入を解約したいが、事業者へ連絡がつかないため手続きできないというトラブルが多発しています。定期購入を申し込む際は、返品・解約の方法や条件を慎重に確認し、疑問や不安がある場合は、消費生活センターへご相談ください。



まずはお電話で!

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

相談専用電話

☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く